

広島市告示第211号  
令和元年9月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松井　一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 DCMダイキ宇品店  
(2) 所在地 広島市南区宇品海岸328番地540ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

高島産業株式会社

代表取締役 田中 浩洋

東京都港区赤坂六丁目4番19号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役社長 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目 9番1号

(変更後)

名称	代表者	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目 9番1号
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 穎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

4 変更年月日

平成31年3月28日

5 届出年月日

令和元年8月30日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
　　広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
　　広島市南区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
　　令和元年 9 月 13 日から令和 2 年 1 月 14 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 3 日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
　　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 2 年 1 月 14 日
- (2) 提出先  
　　〒730-8586  
　　広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
　　広島市経済観光局産業振興部商業振興課